

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------|
| 8 | 健康増進事業に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那賀町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

那賀町長

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 健康増進事業に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき実施する健康増進事業に関する事務であって、主務省令で定めるものに係る事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【対象となる検診(一次及び精密)の種類】</p> <ul style="list-style-type: none">・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診 <p>【健康診査及びがん検診等の実施に関する具体的な事務内容】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 毎年、各検診対象者に対して個別勧奨通知を発送。受診勧奨に関する事務(2) 各検診受診者の一次検診結果登録及び精密検査結果の登録等、データ管理に関する事務(3) 各検診において要精密検査と判定された者への受診勧奨に関する事務(4) 地域保健事業・健康増進事業報告等に必要統計業務(5) 情報ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会、情報提供等情報連携に関する事務 <p>※情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続し、特定個人情報の情報連携を行う。</p> |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none">・健康管理システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 健康管理住民情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表百十一項・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第54条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条8号・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 表139項 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条8号・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第141条 |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 保健医療福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 保健医療福祉課 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 那賀町役場 ケーブルテレビ課 情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 那賀町役場 保健医療福祉課 保健センター 那賀郡那賀町大久保字大西3番地2 0884-62-3892 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年3月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年3月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

| |
|-------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

Ⅳ リスク対策

| | | |
|---|-----------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | | |
|--|--|---|
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、上記の他、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・申請書に記載された個人番号および本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | <input type="radio"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査 | |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | システムのアクセスが可能な職員は、パスワードと生体認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|---|
| 平成30年2月1日 | 公表日 | 平成28年2月1日 | 平成30年2月1日 | 事前 | |
| 平成30年2月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 那賀町健康福祉課 | 那賀町保健医療福祉課 | 事前 | |
| 平成30年2月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 健康福祉課長 吉岡敏之 | 保健医療福祉課長 池田繁人 | 事前 | |
| 平成30年2月1日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 那賀町企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121 | 那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121 | 事前 | |
| 平成30年2月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 那賀町企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121 | 那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121 | 事前 | |
| 令和1年6月28日 | 公表日 | 平成30年2月1日 | 令和1年6月28日 | 事前 | |
| 令和1年6月28日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 保健医療福祉課長 池田繁人 | 保健医療福祉課長 | 事前 | |
| 令和1年6月28日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121 | 那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121 | 事前 | |
| 令和1年6月28日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121 | 那賀町保健センター 那賀郡那賀町大久保字大西3番地2 0884-62-3892 | 事前 | |
| 令和4年5月30日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 健康管理システム | 1. ADWORLD健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム | 事前 | |
| 令和4年6月1日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名 | 定期予防接種情報ファイル | 健康管理住民情報ファイル | 事前 | |
| 令和4年6月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 未定 | 実施する | 事前 | R3年度中にシステム改修を行い(健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業) R4年度より情報連携を開始予定 |
| 令和4年6月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | | 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の102の2の項 | 事前 | |
| 令和4年6月1日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつ時点の計数か | 平成31年5月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事前 | |
| 令和4年6月1日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いくつ時点の計数か | 平成31年5月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事前 | |
| 令和4年6月1日 | IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | 接続しない(入手) | 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である] | 事前 | |
| 令和4年6月1日 | IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | 接続しない(提供) | 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である] | 事前 | |
| 令和4年6月1日 | IV リスク対策 8. 監査 実施の有無 | 自己採点 | 自己採点 内部監査 | 事前 | |
| 令和4年6月1日 | 公表日 | 令和1年6月28日 | 令和4年7月28日 | 事前 | |
| 令和8年3月23日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき実施する健康増進事業に関し、当該事業実施対象者の把握、各種健康診査の検診結果の管理等に関する事務。 | 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)に基づき実施する健康増進事業に関する事務であって、主務省令で定めるものに係る事務において特定個人情報を取り扱う。 【対象となる検診(一次及び精密)の種類】 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 【健康診査及びがん検診等の実施に関する具体的な事務内容】 (1) 毎年、各検診対象者に対して個別勧奨通知を発送。受診勧奨に関する事務 (2) 各検診受診者の一次検診結果登録及び精密検査結果の登録等、データ管理に関する事務 (3) 各検診において要精密検査と判定された者への受診勧奨に関する事務 (4) 地域保健事業・健康増進事業報告等に必要統計業務 (5) 情報ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会、情報提供等情報連携に関する事務 ※情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続し、特定個人情報の情報連携 | 事後 | |
| 令和8年3月23日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 1. ADWORLD健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム | 健康管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム | 事後 | 様式の改正及びシステム標準化に伴う変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|---------------------|
| 令和8年3月23日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法 第9条第1項 別表第一の七十六の項 | ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表百十一項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第54条 | 事後 | |
| 令和8年3月23日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の102の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の102の2の項 | 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 表139項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第141条 | 事後 | |
| 令和8年3月23日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署 | 那賀町保健医療福祉課 | 保健医療福祉課 | 事前 | |
| 令和8年3月23日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名 | 那賀町保健医療福祉課長 | 保健医療福祉課 | 事前 | |
| 令和8年3月23日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121 | 那賀町役場 ケーブルテレビ課 情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121 | 事後 | |
| 令和8年3月23日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先 | 那賀町保健センター 那賀郡那賀町大久保字大西3番地2 0884-62-3892 | 那賀町役場 保健医療福祉課 保健センター 那賀郡那賀町大久保字大西3番地2 0884-62-3892 | 事前 | |
| 令和8年3月23日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和8年3月1日時点 | 事前 | 様式の改正及びシステム標準化に伴う変更 |
| 令和8年3月23日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和8年3月1日時点 | 事前 | 様式の改正及びシステム標準化に伴う変更 |
| 令和8年3月23日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 | — | 項目追加 | 事前 | 様式の改正及びシステム標準化に伴う変更 |
| 令和8年3月23日 | IV リスク対策 9. 監査 実施の有無 | 自己点検 内部監査 | 自己点検 | 事前 | 様式の改正及びシステム標準化に伴う変更 |
| 令和8年3月23日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | — | 項目追加 | 事前 | 様式の改正及びシステム標準化に伴う変更 |
| 令和8年3月23日 | 公表日 | 令和4年7月28日 | 令和8年3月30日 | 事前 | 様式の改正及びシステム標準化に伴う変更 |